

令和6年第3回定例会総務委員会会議録

令和6年9月19日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

加藤 勉 委員長

山宮留美子 委員

岡部 賢士 委員

金剛寺 博 副委員長

石嶋 照幸 委員

大竹 昇 委員

執行部説明者

副 市 長 木村 博貴

総合政策部長 坪井 龍夫

総務部次長 梁取 忍

危機管理監 柏崎 治正

人事行政課長 藤平 浩貴

税 務 課 長 森下 健史

管 財 課 長 平野 総雄

秘書広聴課長 青木 誉

まちの魅力創造課長 石崎 清浩

監査委員事務局長 湯原 秀一

総 務 部 長 大貫 勝彦

議会事務局長 中嶋 正幸

総合政策部次長兼企画課長 岡野 功

防災安全課長 関口 道治

財 政 課 長 富塚 祐二

納 税 課 長 松本 博実

管 財 課 長 生井 利幸

デジタル都市推進課長 栗山 哲也

議会事務局課長 伊藤 正晶

税務課長補佐 澤田 和博（書記）

事 務 局

課 長 補 佐 廣瀬 正幸

議 題

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第2号 龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第11号 市有財産の取得について

議案第12号 訴えの提起について

議案第13号 損害賠償の額の決定について

議案第14号 龍ヶ崎市多世代交流センターに係る指定管理者の指定について

議案第15号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更について

議案第22号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正
予算（第2号））の所管事項

○加藤委員長

10 時になりましたので、皆さんおはようございます。

開会前に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますのでこれを許可いたします。傍聴の方に申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

また、試行的な取り組みといたしまして、360 度カメラを使ってライブ配信を行っております。このため、発言される際はマイクから 20 センチほど離して、はっきりと発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日の欠席委員は、櫻井速人委員、以上 1 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 22 号の所管事項、報告第 1 号の所管事項、以上 9 案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書第 1 ページでございます。議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

これは、刑法の改正に伴うもので、刑法に定める刑罰のうち懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、当市の条例中に規定する懲役及び禁錮を一括して拘禁刑に改めるための整理条例でございます。

当該法令は令和 7 年 6 月 1 日に施行されまして、同日以降に発生する事件・事故が対象となります。罪を犯した者の懲らしめから更生へとの趣旨のもと、懲役と禁錮を一本化して拘禁刑とするものでございます。

条例の内容といたしましては、第 1 条で龍ヶ崎市表彰条例につきまして、欠格事項の「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」と改めるものでございます。

第 2 条につきましては、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例につきまして、期末手当の支給要件の中にあります「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改めるものでございます。

第 3 条でございます。第 3 条は、龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積

の規制に関する条例の欠格事項及び罰則につきまして「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上」に欠格事項を改め、罰則につきまして「懲役」を「拘禁刑」と改めるものでございます。

4 ページです。第4条 龍ヶ崎市土採取事業規制条例でございます。こちらにつきましても、罰則規定におきまして「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第5条は龍ヶ崎市消防団員の定員、任免、給与服務等に関する条例でございます。こちらにつきましては、欠格事項のうち「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」と改めるものでございます。

第6条です。第6条は、龍ヶ崎市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例でございます。こちらにつきましては、退職報償金の支給の制限のところで、「禁錮以上の刑に処せられた者」を「拘禁刑以上の刑に処せられた者」というふうに改めるものでございます。

この付則におきまして、施行期日は令和7年6月1日ということで規定しております。説明については以上です。

○加藤委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

大竹委員。

○大竹委員

今、第1条で禁錮と拘禁刑についての概略のご説明を受けたんですけど、どうも市民の皆さんに質問されたときに私から適切な説明をするにおいて、刑の内容がどのように違うか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

お答えします。

禁錮が拘禁刑に変わるということですが、刑罰の中で懲役と禁錮を廃止して、それを一本化して拘禁刑とするんですが、懲役というのは刑務作業が義務化されているもの、あと、禁錮というのは義務がないという、その違いがあります。

ただ、実質的には、ほとんど刑罰を受ける方の9割以上が懲役となっているということで、禁錮の刑罰を受ける方がそもそも少ないということと、先ほど刑務作業が義務化されている・されていないの違いがあると申し上げたんですが、作業が義務化されていない禁錮の方も、自らの申し出によって作業に当たっている方がほとんどだということで、実質的にはどちらも同じようなことなので一本化した方がいいだろう、というようなことが1つと、あとは先ほど部長からも申し上げましたとおり、懲らしめから更生の方に充てる時間を多くしようという趣旨のようです。

今現在も、更生プログラムなどは行っているようなんですけども、刑務作業が義務

になっていることで、その更生に充てる時間が十分に取れないというようなことから、拘禁刑になることで作業が義務化されなくなりますので、その更生の方に充てる時間を増やしていこうという趣旨のようです。

以上となります。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

はい、よくわかりました。

○加藤委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第1号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第2号 龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

湯原監査委員事務局長。

○湯原監査委員事務局長

議案第2号 龍ヶ崎市監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。
議案書6ページになります。

地方自治法の一部を改正する法律（平成6年法律第65号）が公布されたことに伴い、本条例の規定中に引用する同法の条項にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

具体には、第7条、これは職員の賠償責任等の責任の監査等を規定するものでございます。7条中、第243条の2の8第3項を、第243条の2の9第3項に改めるものです。

本改正の施行日については、同法の付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行するものです。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 11 号 市有財産の取得について、執行部から説明願います。

○大貫総務部長

それでは議案書 20 ページでございます。

議案第 11 号 市有財産の取得についてでございます。

これは、消防団が使用する小型動力ポンプ付積載車 2 台の更新に係る契約額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に規定する金額 2,000 万円を超えることから、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的といたしましては、先ほど申し上げましたとおり令和 6 年度小型動力ポンプ付積載車購入で、積載車を 2 台購入しようとするものでございます。

指名競争入札による契約でございます。契約金額は 2,750 万円、1 台当たり 1,375 万円でございます。

契約の相手方は、茨城県石岡市の有限会社鈴機でございます。

説明については以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

1 点お聞きしたいと思います。

この小型動力ポンプ付積載車購入 2 台ってということなんですけれども、今まで使っていたものが古くなったので新しく購入する、ということなのかということと、あとは、古くなったものに関しては、今後どのような形になるのかお聞かせください。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えいたします。

消防車両につきまして、やはり市民の生命財産を守る大切な車両でございますので、老朽化というのもありますけれど、その前には、寿命を迎える前に交換したいというのがございます。

市の方で、更新計画というものを定めておりまして、それでは概ね 20 年を目安に交換しようということになっておりまして、それに基づく今回更新というようなことになります。

今後なんですけれど、今後というのはその計画に基づいた、ということでよろしいでしょうか。24 年度にその計画を策定したんですけれど、実際計画更新が始まったのが、平成 27 年度から更新しております。それによりまして、ずっと数台ずつ更新しているんですけれど、今年度につきまして 2 台、令和 7 年度につきましては C D-I 型ってちょっと大きなタイプを 2 台、令和 8 年度で小型動力ポンプ、今回と同じものを 3 台で、一

応、一通り更新計画が終了するというような形になります。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

消防団員の皆さんもこの暑い中、操法大会に向かって本当に必死に練習されている部分があるかと思います。

実際、このポンプ車を使用する回数っていうのは、20 年は経っていますけれども、そんなに回数としては使われてないなと思うんですけども、交換して、今まであったものに関しては、以前、何か「よその国に売られていく場合もあります」とお話を聞きましたけれども、それについてはどのようにになりますか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えいたします。

廃車って言っちゃうと大変もったいない気がするんですけど、今回更新する車両なんかも 6,000 キロとか 7,000 キロぐらいなんですよね。

日常の乗用車と違ってそれほど走る距離はないんですけど、6,500 キロとか 5,700 キロぐらいのものなんですけど、それがその 20 年の期間を設けて、ポンプとかそういう精密機械がちょっと駄目になっちゃうということなんで、令和 4 年に廃車したものについては、昨年中にオークションで売却したり、無償譲渡というような形で、カンボジアの方に寄贈というような形で譲渡しております。

令和 5 年度、昨年度廃止したものにつきましては、今年オークションにかけまして、全部 1 台 50 万円前後で売却しております。それで収入の面で役立っているのかなと思います。

以上でございます。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

少しでも役に立って、それこそ途上国の皆さんが助かるのであれば、充実した活用方法になればなと思います。

ありがとうございました。以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

ちょっと値段の方でお聞きしたいんですけど、今、5 年度決算をやっているところなんですけど、この中でも 4 台の小型動力ポンプで 4,730 万というふうに決算書には載っ

ているわけですね。

今回2台で2,750万で、4台・2台の違いもあるんですけど、1台当たりで見emると、昨年より16パーセントぐらい値段が上がってるわけですね。

これは、材料費とか工賃とかいろんなものがあるし、2台・4台の違いもあるのかもしれないんですけど、まず昨年度の、5年度で購入した小型動力ポンプと、今年度、この2台契約する小型動力ポンプっていうのは、仕様のには同じものでしょうか。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

お答えいたします。

昨年度、令和5年度と今回の令和6年度の車両なんですけれど、エンジンの形式とか駆動方式、あと変速機など、特に変更はございません。

昨年度のものと同じ車両ということになります。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

そうしますと、値上がり相当分なのかもしれませんが、予定価格を作る上では、例えば材料費とか、これ改造費になっているんで工賃もあると思うんですけど、その辺どのくらいの値上がりを見たのか、分かればお願いいたします。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

価格の増額ですね、こちらの理由につきましては、各部品等、材料費の高騰によるものということでございます。

車両の購入につきましては、8社による指名競争入札ということで、6月12日に仮契約を交わしている状況でございます。

この価格の算定につきましては、車両に使用されている部材・工賃等の積算によるものではなく、仕様書に基づく入札者による見積額であるため、その材料費とか工賃等の上昇分について何パーセント向上していると、そういった見込みはしておりません。

以上でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

とりあえず材料費の値上がりというところで、あと、先ほども出ました更新計画で、今後の予定のところなんですけれど、6年度予算ではCD-Iが2台、購入予算が上がっているわけなんですけれど、あと7年・8年のアクション計画を見ると載っていますんで、7

年・8年の計画についてお聞きます。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

先ほどの山宮議員と重複しますが、令和7年度にCD-I型の消防ポンプを2台、令和8年度に小型動力ポンプ付積載車を3台更新していくという計画で、今行っているところでございます。

価格の上昇っていうものも考えられるんですが、その予算の措置ということだと思いますが、予算額の算出の方法につきましては、通常の手法ですと毎年10月ぐらいに来年度予算のための参考見積書というのを3社程度から提出していただきまして、その中で低額のを予算額として設定します。

財源としましては、これまでと同様に緊防災という起債によるものとしまして、歳出の同額を歳入として予算計上するというような予定で考えております。

以上でございます。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

今の答弁の中で、納車から廃車まで20年。かなり本当に面倒見ているというふうに感じております。そういう中で、メンテナンス費用、年々どのぐらいかかっているか。

あとまた、そういうメンテナンスをする会社、何軒ぐらい持っているのか、その辺ご説明ください。

○加藤委員長

関口防災安全課長。

○関口防災安全課長

令和5年度の実績値でお答えさせていただきます。

消防団車両の車検の整備等と併せて、通常のメンテナンス、例えばバッテリー交換とかオイル交換、あとタイヤ交換、そういったものが主な例になると思うんですが、令和5年度でいうと207万円ぐらい支出してございます。

あと、メンテナンスの会社ですね、どのぐらいあるかということなんですけれど、基本的に消防団が所在する地元の整備工場等をお願いしております。

そういったものが今回は16社で、延べで32回ほど車両の方を出している状況でございます。

以上でございます。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

結構なお話でございました。

○加藤委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第 11 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 12 号 訴えの提起について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書 32 ページになります。

議案第 12 号 訴えの提起についてでございます。

これは、昨年 4 月に執行しました市議会議員一般選挙における当選無効が確定した個人に対する議員報酬等の返還請求につきまして、督促等の措置を行ったにもかかわらずいまだ返還がないことから、弁護士を代理人として返還請求の訴訟を提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

概要といたしましては、龍ヶ崎市は当該個人に対しまして、令和 5 年 5 月から令和 6 年 1 月までに議員報酬として合計 358 万 2,000 円、また、令和 5 年 6 月期及び同年 12 月期の期末手当として合計 101 万 2,660 円、合計 459 万 4,660 円を支払いました。

その後、令和 6 年 3 月 13 日に当選無効の判決が確定いたしまして、令和 6 年 4 月 9 日以降、複数回返還を求めておりますが、いまだに返還がないというような状況でございますので、個人に対してその返還を求める訴訟を提起するものでございます。

また、訴訟費用については当該個人の負担とすることも求めているものでございます。

弁護士を訴訟代理人と定めまして、判決の結果必要と認める場合は上訴、または適当と認める条件があれば和解に応じるというようなことを方針といたしました訴えの提起をするものでございます。

説明については以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第 12 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 13 号 損害賠償の額の決定について、執行部から説明願います。
坪井総合政策部長。

○坪井総合政策部長

それでは 36 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 損害賠償の額の決定についてでございます。

（仮称）道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定の解約に伴う損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、損害賠償の額は 212 万 4,012 円。

2、損害賠償の相手方は、ファーマーズ・フォレスト・ハンズ共同企業体でございます。

事件の概要でございます。

（仮称）道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定につきましては、道の駅整備事業の中止に伴いまして、令和 6 年 5 月 24 日をもって、相手方である共同企業体との解約の合意に至りました。

同仮協定には、解約に係る損害賠償について明記されていないものの、指定管理候補者を選定する際に用いました龍ヶ崎市（仮称）道の駅龍ヶ崎指定管理者申請要領におきまして、リスク分担の基本的な考え方が定められております。それによりますと、市が協定内容を履行しなかった場合のリスク分担は、市が負うこととされております。

本件解約は、本市の自己都合による協定内容の不履行でありますことから、本市に損害賠償義務が発生したものでございます。

37 ページ・38 ページにつきましては、損害賠償に係る合意書でございます。

39 ページ・40 ページにつきましては、令和 6 年 5 月 24 日に締結した合意書であり、仮協定の効力はこの合意書をもって終了したものとし、損害賠償の額は別途協議するものとしたものでございます。

なお、この手続きにつきましては、阿見町の例を参考としまして、弁護士の意見を聞きながら進めてきたものでございます。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

1 点だけお聞きします。

この損害賠償額っていうのは、これ、阿見町の参考にされてっていうことなんですけれども、代表企業と構成企業と両方ありますが、その金額の割合っていうのは、それぞれお幾らずつになるんでしょうか。

○加藤委員長

石崎まちの魅力創造課長。

○石崎まちの魅力創造課長

お答えします。

損害賠償の内訳についてですが、割合というか内訳の額についてになりますが、損害賠償額合計 212 万 4,012 円のうち、代表企業であります株式会社ファーマーズフォレスト、こちらが 208 万 8,898 円でございます。

構成企業であります株式会社ハンズにつきましては、3 万 5,114 円となっております。以上でございます。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

この金額を決める際の、何ていうんですか、取り決めっていうか、金額の差がすごくあるんですけども、この差についてはどのような考え方なのでしょうか。

○加藤委員長

石崎まちの魅力創造課長。

○石崎まちの魅力創造課長

7 月の全員協議会でも積算の根拠をご説明させていただいたところではございますが、打ち合わせは両方参加している場合もございますが、代表企業の方がレイアウトの検討であるとか市場調査であるとか主体的に動いているところがございまして、そのようなことから、代表企業の方がほとんどを占めているという形になっております。

○加藤委員長

他にありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

7 月の全員協議会でもいろいろ、内訳についてもご説明いただいているんですが、今言われたように、ちょっとファーマーズフォレストさんとハンズさんで内容が違って、割合分担、費用の割合のその他（支店開設費）というところがあるんですが、これはどういうものにかかった費用なのでしょうか。

○加藤委員長

石崎まちの魅力創造課長。

○石崎まちの魅力創造課長

お答えいたします。

支店開設費ですが、こちらにつきましては代表企業である株式会社ファーマーズフォレストの方で、佐貫地区に支店を開設した費用となっております、主にアパート借り上げの費用となっております。

平成 30 年 10 月から令和元年 6 月までの、9 カ月間借りていた期間の賃料となっております。

ります。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

弁護士の意見を聞きながら、とご説明ありましたが、この損害賠償額の内容についての弁護士の見解というか、ざっくりとしたものでもいいんですが、この額についての弁護士の意見についてお聞かせください。

○加藤委員長

石崎まちの魅力創造課長。

○石崎まちの魅力創造課長

本市の顧問弁護士を含め2名の弁護士にご相談をさせていただきながら、こちらの損害賠償について進めてきたところでございますが、まず、人件費などにつきましても、積算の対象とならない取締役などはきちんと抜かれておりましたり、時給の額も妥当であるということと、打ち合わせの際にも移動時間などは含んでいなかったりですとか、そういった、あと、支店開設費なんかについても、敷金礼金なんかも計上していいところですが必要最小限の賃料が計上されているのみとなっておりますことから、概ね妥当であるとの見解をいただいております。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

2名の弁護士に相談して、妥当だというようなことで理解いたしましたので、ありがとうございます。

○加藤委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第13号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第14号 龍ヶ崎市多世代交流センターに係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

では、議案書41ページでございます。

議案第 14 号 龍ヶ崎市多世代交流センターに係る指定管理者の指定についてでございます。

これは、現在建設中の保健福祉施設内に設置予定の多世代交流センターにつきまして、本年 10 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年 6 カ月につきまして、指定管理者をアクティオ株式会社としようとするものでございます。

指定管理者の候補者の選定におきましては、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会におきまして、プレゼンテーション、ヒアリングを終えて、各委員さんの評価をもとに指定管理候補者を選定いたしました上で、今回の議案の計上に至っているところでございます。

議案書の 42 ページに参考資料といたしまして、指定管理者となる団体の概要で、アクティオ株式会社の概要が書かれております。

6 番の主な運営実績といたしまして、千葉県柏市、あるいは神奈川県座間市におきまして公的施設の指定管理者を務めているという実績がございます。

説明については以上となります。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

初めにですね、ここの指定管理の方法についてお伺いしたいんですけど、この指定管理者が得る収入の部分はどのようなものかというのと、あと、この指定管理者が行うその業務の内容、あと、これについて市が指定管理料を払うというようなことになっていると思うんですけど、その指定管理料のまず試算内容を、こういうものについてとりあえずお聞きいたします。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

まず、指定管理者の収入についてでございます。

収入につきましては、施設の利用の際に利用者が支払う利用料金、こちらが収入の 1 つになっております。

その他、仕様の中で市が指定しております事業に伴っての収入、その他、自主事業の収入などが主な収入でございます。

指定管理者が行う業務につきましては、施設の利用許可で、この他、講座やイベントの開催、施設の維持管理、施設広報が主な業務の内容となっております。

指定管理料の試算ということなんですけれども、当初こちらが設定していた指定管理料の上限につきましては、5 年と 6 カ月の指定管理期間の上限が 1 億 4,411 万 6,000 円、こちらが設定した上限額であります。

今回指定管理者の候補者から提案された金額につきましては、同じく 5 年 6 カ月の間

で、1億4,305万5,000円という額になっております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

あと、公表されているこの選定結果というのは見ているんですけど、アクティオが総合点でも第1になっていますけれど、次点となった、この福祉エンタープライズでも総合点で見ると、なんかわずかの差だなというふうに思えるんですけど。

総合点でも上回ってはいるんですけど、さらにこの採用された事業者が提案している内容で評価した内容とか、あと、独自の提案みたいのをされているのであれば、その辺のところをお聞きいたします。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

今回のプレゼンに当たりましては、3社からご提案いただいたんですけども、全て素晴らしい内容の提案がございました。

その中で選定されましたアクティオが他の2社よりも評価された部分につきましては、まず管理運営の実績でございます。こちら、全国で指定管理施設として146施設の管理を行っているということが評価されておりました。

この他に、施設の設置目的の達成に向けた取り組みですとか、利用者の満足度向上といった評価項目で高い評価をされておりました。

具体には、講座やイベントなどの事業で「健康づくり」「子育て支援」「高齢者福祉」「市民交流」といった、この施設の設置目的に関する事業についてバランスよく提案されていたほか、オープニングイベントの実施ですとか、施設内のパブリックスペースを活用して飲食の提供、物品販売、利用者の作品展示を行う提案などが評価された部分でございます。

特色ある取り組みといたしましては、キッズスペースの整備の提案がございまして、パブリックスペース内に「見守り・育む・温か」といったコンセプトでキッズスペースを整備する提案がございました。

これは保護者が見やすいレイアウトとするほか、デザインは本市出身のデザイナーを起用し、施工についても地元の工務店が行うというような提案でございました。

もう1点、「みんなの居場所事業」というような事業名を銘打って、折り紙やペーパー等制作用具を常備するほか、ラジオ体操を毎日開催するなど、誰もが気軽に施設を訪れやすい環境を整えて市民の居場所を作ることで、利用者増につなげる事業の提案がございました。

以上です。

○加藤委員長

他にありませんか。

大竹委員。

○大竹委員

指定管理者制度を進めることに対しては、否定はしてないんです。

現在、もう皆さんもご存じのように不透明な時代であるし、多様化の時代であるので、市民へのサービスに対してしっかりやっていかなければならない。

そういう中では間違いない選定だと思いますけれど、ただ、その6年間という期間が、どのような形で6年間になっていくのか。

また、その地域の企業が、場合によっては、地域の企業を育てることによって指定管理者が地域からも生まれてくると、これまた龍ヶ崎市全体での自意識とか、地域のボトムアップになってくると、そのように思うので、6年間という期間になっている理由をちょっとお聞かせください。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

まず、今回の指定管理期間の説明をさせていただきます。

多世代交流センターにつきましては、来年4月に新規でオープンする施設ということから、オープニング前からプロモーションですとか、或いはオープニングイベント、講座の検討など、施設の供用開始に向けて業務を円滑に行うための準備期間として、本年10月から来年3月までの6カ月を、まず指定期間として設定しております。

これに加えて、通常の管理運営を行う期間をプラス5年、令和7年4月から令和12年3月までの5年間ということで設定し、合計で5年6カ月の指定管理期間というふうな設定をしたものでございます。

指定管理期間の5年ということなんですけれども、本市の例で申し上げますと、図書館ですとか、あるいは総合体育館の指定管理につきましても、やはり基本的には5年間というような設定をしてこれまでも運用してまいりました。

各事業者とのいろんなヒアリングの中で、やはり5年より短い、例えば3年とかという指定期間になると、事業を継続して安定して行うのに十分な投資がしにくいというような意見が多くございましたので、本市では基本的には指定期間5年というような設定で行ってきたところでございます。

以上です。

○加藤委員長

大竹委員。

○大竹委員

わかりました。

確かに、費用対効果がお互いになくちゃ契約が結びつけられないということもわかりましたけれども、おそらくだけれども行政がその上に立って、また仕様書なり、年々要件が変わっていったり。それは当然ながら時代が変わるんで、そういう勉強した結果というか。

そういう中で言ってみれば、できれば地元の業者さんが、そのような中で手が挙がるような。建設会社さんなんてのは、かなり管理能力のある会社であるんでね。

前にもアリーナでは選定のところで地元の業者さんが入ったりなんかしたんで、そういうところにしっかりと指導していただくようなことをお願いしながら、以上でございます。

○加藤委員長

意見ということでよろしいですかね。

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第 14 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第 15 号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書 43 ページになります。

議案第 15 号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更についてでございます。

これは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行に伴い、国税である森林環境税が本年度、令和 6 年度から個人の住民税均等割と併せまして市町村で賦課徴収されるようになったため、茨城租税債権管理機構の規約に規定する、当該機構が共同処理する事務に「国税に関する滞納事案」を追加する必要があることから、規約変更に係る地方自治法第 286 条第 1 項の規定による関係自治体間の協議に当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

具体的には、茨城租税債権管理機構規約の第 3 条、機構の共同処理をする事務におきまして、これまでは「地方税に係る滞納事案」ということでございましたけれども、森林環境税が加わることにより、「地方税及び国税に係る滞納事案」に改めるものでございます。変更後の付則におきまして、変更後の規約でございますが、令和 7 年 4 月 1 日から施行となっております。

説明については以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

今回の議案は、この規則の変更だけなんですけれど、債権機構そのものが当市でどのように関わっているのか、債権機構をどのように使っているかの点で、本会議質疑にもあったところなんで、だぶらないところで何点かまずお聞きしたいと思います。

本会議質疑でいくと、令和3年度で40件、令和4年度で40件、令和5年度で35件を、この機構に依頼をしたということになってますけれど、これらの案件は、この機構に依頼する上で、市としてどういう判断基準で機構にお願いをしたのかについてお聞きします。

○加藤委員長

松本納税課長。

○松本納税課長

移管する基準についてです。

まず、滞納処分の徴収につきましては、滞納額が少ない時期に催告書により納付を促しますとともに、滞納処分として財産調査を進め、財産が発見された場合には差し押さえを行いまして、なお納付いただけない場合には債権の取り立てを行い、未納の税金に充当いたします。

そういった中でも、滞納額50万円を超える高額滞納案件につきましては、課内で組織的に検討会を開催しまして方針を決定するとともに、より困難な案件につきましては専門的に滞納整理を行います茨城租税債権管理機構への移管を検討しまして、当該滞納者に対し機構への移管予告を通知し、なお納付いただけない場合には機構への移管を行います。

より困難な案件というところでは、資力があるとは思われますが納税課での財産調査では判明せず、さらに専門的・広域的な財産調査が必要とされる個人事業主や不動産所有者、実態不明者などです。

なお、移管件数につきましては、市町村の人口階層で年度ごとに決定されます移管枠件数分、移管しております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

50万円以上でということでありましたけれど、例えば5年度でこの35件を依頼してまずけれど、この35件中、滞納額の最大の金額は幾らなのか、お聞きします。

○加藤委員長

松本納税課長。

○松本納税課長

移管滞納額が高額なものです。

令和５年度につきましては 35 件移管しました。その中で最も滞納額が高額な案件は、令和３年度から継続して移管しております案件で、230 万円です。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

あとは依頼をすれば、機構にも負担金というのが発生するわけですけど。

この負担金総額については本会議質疑の中でも答弁はあったところですけど、これの負担金総額の内訳について、５年度だけで結構ですけど教えてください。

○加藤委員長

松本納税課長。

○松本納税課長

負担金についてです。

機構の経費は、市町村からの負担金等をもって充てられます。負担金の額は均等割額・処理件数割額・徴収実績割額の合算額でありまして、毎年度、一部事務組合である機構の議会の議決を得て定められます。

一例としまして、令和５年度分の負担金は 740 万 4,000 円でした。

内訳につきましては、均等割額 5 万円。処理件数割額は 1 件当たり 11 万円掛ける令和 5 年処理件数 35 件で 385 万円。徴収実績割額は令和 3 年度の当市分機構徴収実績額 3,504 万 6,733 円掛ける 10 パーセントで 350 万 4,000 円となります。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

使うことによって回収もされているということでありまして、後は、ちょっと私の意見なんですけれど、茨城租税債権管理機構ってのは一部事務組合で職員も公務員なわけなんですけれど、取り立てだけを目的とする組織のために、今までも強権的で威圧的な取り立てというのが非常に問題になっているわけで、新聞にもたびたび報道もされて、全て差し押さえられて結局倒産、廃業にする。また、自殺する。他県まで追いかけて雇用主まで圧力をかけて、みたいな。これ全部当市の案件ではありませんですけど。

そういうふうにして、設立からすでに 23 年たって、ものすごい大きな問題・金額っていうのは大分解決をされたと思いますんで、私はもうこの機構そのものを解散すべきという立場でして、今回の議案は単なる規則改正なんですけれど、そういう意味で反対をいたします。

以上です。

○加藤委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第 15 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

ご異議ありますので、挙手採決いたします。

議案第 15 号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 22 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書（別冊 1）をお願いいたします。

（別冊 1）の 1 ページ、議案第 22 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 2,708 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 326 億 5,593 万 2,000 円とするものでございます。併せまして、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を行っているところでございます。

初めに、総務部所管事項についてご説明いたします。

6 ページになります。第 3 表、債務負担行為補正でございます。

この上の段、庁舎総合管理業務委託契約（令和 4 年度追加分）でございます。

こちらにつきましては、令和 7 年 4 月から供用開始予定の保健福祉施設の維持管理につきまして追加するとともに、令和 7 年度より土・日・祝日の市役所日直業務の委託を行うため、令和 6 年度中に契約締結が必要となることから追加するものでございまして、期間は令和 6 年度から令和 7 年度、限度額につきましては 2,246 万 8,000 円とするものでございます。

続きまして次のページ、7 ページでございます。7 ページは第 4 表、地方債補正でございます。

地方債の変更についてでございます。

上から 2 つ目の新保健福祉施設整備事業でございます。

これを、限度額を 8,150 万減といたしまして、5 億 8,080 万円とするものでございます。こちらにつきましては、脱炭素化推進事業債分の耐震対象事業費の精査による減額

となっております。

一番下でございます。臨時財政対策債です。

こちらにつきましても、4,392万1,000円減の7,707万9,000円を限度額としようとするものでございます。これは、普通交付税の本算定の結果により減額となったものでございます。

続きまして、歳入でございます。10ページです。

10ページ一番上、市税の市民税でございます。

個人所得割現年課税分につきましては、調定の結果等から9,910万円の増額としております。この市税の増額につきましては、後で説明いたします普通交付税の減額要因の1つとなっております。

続きまして、地方特例交付金です。

個人住民税減収補てん特例交付金でございます。

これは、所得税で控除し切れない住宅ローン減税を住民税から控除するための市町村税の減収を補てんするものでございますけれども、これも交付税本算定に伴いまして、117万8,000円の増となっております。

続きまして、定額減税減収補てん特例交付金でございます。

これも同様の趣旨で、今年度実施されております定額減税の方で、それによる地方税の減収を補てんするために交付されるもので、交付税の算定と同様に算定されまして、899万5,000円の増額とするものでございます。

続きまして、地方交付税です。

7月の本算定の結果によりまして普通交付税を1億974万5,000円減とするものでございます。こちらにつきましては、先ほどの市税の増収などを背景に、本市の財源不足額が縮小したことによる減額でございます。

続いて11ページでございます。11ページ中段、国庫支出金の委託金でございます。

自衛官募集事務費の5万6,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、本市が自衛官募集の重点市町村に指定されたことによりまして、当初予定を上回る配分があったことから増額を行うものでございます。

続きまして、12ページでございます。

一番上、財産収入の財産運用収入のうち、土地建物貸付収入の土地貸付収入でございます。

こちらにつきましては、牛久沼に係る土地の貸し付けにつきまして、本年6月に契約を締結いたしまして株式会社諸岡さんと契約を結んでおります。そちらに係ります令和6年度分の収入の予算計上でございます。230万7,000円でございます。

一升飛びまして、繰入金でございます。基金繰入金です。

財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算におけます財源不足の財源調整のため、1億5,766万8,000円を繰り入れるものでございます。

その下、減債基金繰入金です。

4,279万6,000円の繰り入れでございます。

こちらにつきましては、令和5年度におきまして追加の交付税算定がありました。

それによりまして、臨時財政対策債償還費相当額というようなことで、2年分をあらかじめ措置されておりまして、それを昨年度の3月補正で積み立てておいたのを、今回その減額分が交付税算定に反映されましたことから、見合い分のあらかじめ前年交付されて積み立てを受けました減債基金につきましては、相当額を取り崩すものでございます。

続きまして、繰越金です。

一般会計繰越金といたしまして、9億5,178万4,000円を繰り入れております。

こちらにつきましては、令和5年度の実質収支のうち、半分程度規定に基づきまして財政調整基金へ積み立てるというような目的で6億5,000万円。収支不足の財源調整分を3億178万4,000円で、合計で12億7,835万4,000円と、実質収支の全額を繰り入れるものでございます。ですから、今後の財源調整につきましては、先ほどの財政調整基金繰り入れによって調整することが主なものとなるものでございます。

続きまして、諸収入の雑入でございます。

雑入の3つ、市まちづくり・文化財団派遣負担金、市社会福祉協議会派遣負担金、県後期高齢者医療広域連合派遣負担金につきましては、派遣職員の負担金の確定による減額でございます。

続きまして14ページでございます。歳出です。

まず初めに職員給与費でございますけれども、各項目に計上されておりますので、総額で説明させていただきます。

概ね、職員配置の確定による増減が主な理由でございます。

一般職給与費につきましては、総額で給料が4,145万2,000円の減、職員手当が2,135万1,000円の減、共済費が1,333万3,000円の減で、人数といたしましては9名の減というようなことでございます。

なお、一般職手当は減額となっておりますけれども、令和6年10月からの児童手当制度改正に伴う増分が937万円ございますけれども、これを含めましても先ほどの約2,100万円の減となった、というようところでございます。

続きまして、会計年度任用職員の給与費でございます。

こちらは、実際の任用条件に合わせたことによる増減でございます。報酬は合計で391万2,000円の減、職員手当が132万3,000円の減、共済費が285万円の減、交通費相当の旅費が37万5,000円の減となっております。

見込みからの増減はございません。人数は同じでございます。

その他、付け加えさせていただきますと、これも各々に計上されておりますけれども、国・県への返還金ですね。前年度に交付を受けた国県支出金等の返還金は、事業確定に

伴いまして過大となった分、全部合わせまして1億9,486万1,000円の返還を見込んだところでございます。

それでは個別事項に入ります。

総務費、総務管理費14ページの特別職給与費につきましては市長・副市長の給与費の手当・共済費の補正でございます。

2つ飛びまして庶務事務システム運用費でございます。

これは、今までの機械がちょっと古いもので、Windows11対応でないことから、Windows11対応の会計年度任用職員職員証データ書き込みソフトの購入、及びセットアップ費用を計上したものでございます。

その下、職員厚生費の使用料及び賃借料でございますけれども、これは職員の心の健康支援サービス、アバターという仮のキャラクターなどを活用したメンタルケアサービス、これの外部相談窓口を利用する利用料の計上でございます。

続きまして、法制事務費でございます。

まず初めに需用費につきましては、先ほどの自衛官の募集啓発経費につきまして、重点市町村ということで増額されたことに伴う啓発物品の購入費5万6,000円を計上しております。

委託料につきましては弁護士費用でございまして、まず初めに、牛久沼建物収去土地明渡請求事件、いわゆる旧水神屋さんの件でございますけれども、これが終結いたしましたので、その事件に関する委任契約を清算できますことから155万3,000円を計上です。また、先ほど議案の際に説明いたしました議員報酬返還請求にかかるこちらの訴訟委任契約の手付といたしますか、前払い金の方が22万円計上いたしておりまして、合わせて177万3,000円の計上となっております。

続きまして16ページをお願いいたします。中段やや下、基金費の積立金でございます。

まず初めに、財政調整基金費でございます。

これは、令和5年度実質収支額の2分の1以上の積み立てというような趣旨に応じまして、6億5,000万円の積み立てを行うものでございます。

続きまして、公共施設維持管理基金費は、令和5年度の長峰町の土地売り払い収入相当額で12万2,000円を積み立てるものでございます。

続きまして、諸費でございます。

諸費のまちづくり・文化財団助成費が430万8,000円の減額でございます。これは、補助金の所要額を算出した結果、所管事項ではありませんけれども33ページにあります歴史民俗資料館出向職員給与費相当の負担金が増額となることから、こちらについては見合いで減額するものでございます。

最後になります。35ページでございます。

公債費でございます。

公債費につきましては、元金におきまして一般会計債元金償還費を3,763万9,000円

の増、利子を一般会計債利子償還費で 1,706 万 7,000 円の減としております。これにつきましては、令和 5 年度の際の発行額及び借入条件の確定による増減でございます。

元金につきましては、当初据え置き期間、元金を償還しないで利子だけ払う期間を見込んでおりましたが、据え置き期間なしで実借り入れしたことから、最初から元金償還が始まるというようなことがありまして、元金は増額ということで 3,763 万 9,000 円の減となります。

また、利子償還費につきましては、その利子だけ払う期間をなくしたことで元金が最初から入りますので、相当額の利子が軽減される。見込んだ金利より低い金利で借り入れられたことなどがありまして、1,706 万 7,000 円の減ということになったところでございます。

総務部の所管事項については以上です。

○加藤委員長

坪井総合政策部長。

○坪井総合政策部長

続きまして、総合政策部の所管事項について説明をさせていただきます。

12 ページをお願いいたします。上から 5 行目になります。牛久沼管理基金繰入金です。

旧水神屋さんにおけます、建物収去土地明渡請求事件が終結したことにより、委任契約にかかる弁護士費用 155 万 3,000 円の充当財源としまして、牛久沼管理基金を取り崩すものでございます。

次に 15 ページをお願いいたします。上から 2 行目の、総合政策事務費です。

令和 5 年度に国からの補助金である物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施した低所得世帯を支援する事業において、事務費の実績が交付額を下回ったため、その差額を国庫支出金返還金として計上するものでございます。

その下、ガバメントクラウド運用費です。

自治体情報システム標準化対応に当たりまして、庁内各課において標準化されたシステムへ接続できるようにするため、ネットワーク設定変更にかかる費用を計上するものでございます。

次に 16 ページをお願いいたします。一番上の、人口問題対策推進費です。

報償費は 5 月に立ち上げました龍ヶ崎市人口問題対策本部の下部組織である女性ワーキング会議「WOMAN トーク」におきまして、市民や民間企業従事者の女性にも参加をしていただく際の謝礼として計上するものでございます。1 回当たり 3,000 円で 6 名の方に 3 回の会議に参加をしていただくことを想定しております。

役務費は、若者の定住に関する意識調査を実施するための郵便費用を計上するものです。

若者世代が大学卒業や就職を契機に転出超過の傾向にあるため、市内在住の 18 歳から 22 歳の 2,000 人を対象に、本市の魅力や課題、将来の居留意欲などについてアンケート

調査を行いたいと考えております。

その下の牛久沼活用事業でございます。

道の駅整備事業の中止に伴いまして、指定管理候補者と締結していました（仮称）道の駅龍ヶ崎の指定管理に係る仮協定の解約により生じた損失に対して損害賠償金を相手方に支払うため、この定例会の議案 13 号で上程するとともに補正予算を計上するものでございます。

3つ飛びまして、牛久沼管理基金費です。

本年5月に株式会社諸岡と契約を締結しました市有地の土地賃借料を牛久沼管理基金に積み立てるものでございます。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

1点目は、今回減額となっている職員給与費のところの部分ですけれど、先ほど部長の説明では9名減の計算だというお話でしたけれど、この資料の38ページ、備考のところに人員の増減がありますけれど、これ見ると退職者8名ということになっているんですけど、そもそもこの人数というのは、いつから数えてこういう人数の表示になっているのかお聞きいたします。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

お答えします。

38ページ、給与費明細の欄にあります退職者になりますが、こちらは予算要求時点で、今回ですと令和5年の秋頃に把握できていた退職者数を当初は載せておりまして、その後秋以降に退職された方、今回新たに8名が、こちらで当初見込んでいたものよりも退職が多かったということで記載しております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

決算の質疑の時にも5年度の退職者の話がありましたけれど、秋以降でいくと、5年度の3月までと、4月以降6年度の分とを分けると、何名ずつになりますか。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

今回記載の8名につきましては、全て令和5年度中に新たに追加で退職となった者を記載しております。実際、令和6年度もすでに年度途中で退職になった方はいるんですが、最近だったために、今回のものには反映はしておりません。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

5年度中ということであれば、決算のとき年齢層とか、いろんな退職理由についても説明がありましたので、結構です。

あと、もう1点だけお聞きします。

14 ページのところの法制事務費の中の委託料で、先ほどの説明でいくと、この牛久沼の明渡請求に関わる弁護士の成功報酬というので155万3,000円というお話がありましたが、これは今回解体に至る前からも、かなり以前からこの明渡請求について弁護士さんをお願いしているという報告でありましたけれど、費用は通算してというか、最初から今回の解体に至るまでのすべての成功報酬なんでしょうか。

○加藤委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

お答えします。

平成30年の10月に委任契約を結んでいるんですが、当初着手金はお支払いしているんですけれども、それ以降の分の終結に伴う報酬ということでの費用となっております。

以上です。

○加藤委員長

他にありませんか。

岡部委員。

○岡部委員

12 ページの土地貸付収入、株式会社諸岡さんとの賃貸借契約に伴う賃料分ということですが、この契約の内容について、期間ですとか更新についてですとか、解約条項、違約条項、その辺の決めてあるところ、また、一般の賃貸借契約と違う内容ですとか特約みたいなものがあればお聞かせください。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

賃貸借契約の内容についてでございます。

まず、賃貸借期間は令和6年6月1日から令和26年5月31日までの20年間の契約となっております。

契約書の内容としては、転貸の禁止ですとか、用途変更の禁止といった一般的な賃貸借契約の内容がベースになっております。市側の契約解除権なども明記しておりますけれども、これも一般的な契約に基づいて行うというような趣旨での記載でございます。

1点、この契約の特約として特殊な部分につきましては、河川区域内の土地であるということから、土地の一部に護岸部分があって、その護岸から1メートルは構造物を設置できないとか原則使用不可、というような特約は付しております。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

そういう法的なところに関する特約も今あるということで、当然、法的なところを守らないといけないところだと思いますが。あと、その契約の中で用途変更はできませんということですが、その用途に関する土地の使用目的ですとか、その辺はどのように定められているかお聞かせください。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

こちらの契約では、株式会社諸岡の事業用地で、用途としては「機械の展示及び駐車場」というような目的で貸し付けをしております。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

わかりました。

あと、20年契約ということですが、更新についてはどのような契約条項があるかお聞かせください。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

更新につきましては、これも一般的な内容なんですけれども、「当事者双方の合意により更新することができる」「更新後の契約条件は協議の上に定める」というような記載でございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

あと、解約条項については、仮に貸主側から解約したい場合、借主側から解約を申し入れたい場合ですとか、その辺の条項の決め事はあるんでしょうか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

解約条項につきましては、「甲からの解約・契約解除権」という記載と、「乙の契約解除権」、双方からの契約解除の条項が盛り込んでございます。

市及び河内町が契約解除できる要件といたしましては、「3カ月以上賃料の支払いを滞納したとき」「賃料の支払いをしばし遅延し、その遅延が本契約における甲等と乙との信頼関係を著しく害することが認められるとき」「転貸を行った場合」「その他本契約に違反したとき」、その他に、「公用または公共用に供するために必要があるときは本契約を解除することができる」という旨の条文がございます。

借主側の解約条件といたしましては、「賃貸物件が不要となった場合はこの契約を解除することができる」というような条文がございますけれども、こちらに関しても、取り立ててこの契約の中で特別に特約として書いているというよりは、一般的な内容に基づいて、これも弁護士のアドバイスなどもいただいて結んだ内容となっております。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

いわゆる一般的な、期間は20年という長いものですが一般的なもので、用途に関しては制限がされているということで理解できました。

ここに関しては、質問は以上です。

所管外ではあるんですが、ここでは駄目なんですね。

そうすると、例えば所管外で反対したい場合は、この総務所管で全て賛成してる場合は賛成ということでよろしいですか、この後の採択については。

○加藤委員長

ちょっと申し訳ない、言ってる意味がよく分からない。

○岡部委員

総務所管の今説明いただいた内容に関しましては賛同できるものではございますが、別の、債務負担行為補正のA I オンデマンド交通運用業務委託契約がありますので、こちらに関してはちょっと承認しかねるというふうに考えておりますが、所管外ですので。

一応その理由としては、地域公共交通再編案、今示されているものに対して、まだ市民への説明が全然足りてない状況であろうというところ。

市民の足・生活に大きく影響する重要な案件でもありますし、昨日、ちょっと決算の所管の中でもありましたが、通学できない。今回、コミュニティバスに関しては利便性が悪くなるというところで。

○加藤委員長

暫時休憩します。

午前 11 時 24 分休憩

午前 11 時 26 分再開

○加藤委員長

再開いたします。
他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第 22 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

最後に、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号））の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書（別冊 2）、お願いいたします。（別冊 2）33 ページになります。

（報告第 1 号）処分第 9 号 令和 6 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）でござ
います。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,330 万円を追加
し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 319 億 2,884 万 5,000 円とするものでございます。

この予算につきましては、特に緊急を要するため市議会を招集する時間的余裕がない
ことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行っ
たものでございます。

○加藤委員長

坪井総合政策部長。

○坪井総合政策部長

それでは内容でございます。38 ページをお願いいたします。

総合政策部の所管事項をご説明させていただきます。

歳入でございます。

一番上の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の（住民税均等割のみ課税化給
付分）、その下の（住民税非課税化給付分）、その下の（新規こども加算分）が所管と
なります。

それぞれについて、歳出において給付対象者の増加見込みによる不足分を増額したこ
とから、歳入においても同額を計上したものでございます。

説明は以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。